

建設委員会の運営について（案）

1. 委員席について

大会派順に左右交互に着席する。

2. 委員会の開会時刻について

原則として、午前10時とする。

3. 傍聴について

①常時受け付けを行う。

②委員長において原則許可する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等として、委員長の判断により傍聴を許可しないこともあり得る。

③傍聴を希望する人数が多い場合は、委員会で協議する。

④入室のタイミングは、委員長が判断する。

⑤船橋記者会加盟の記者については、あらかじめ傍聴を許可したものとする。

（先例申し合わせ）

4. 議案及び発議案の審査について

提案理由説明は省略し、質疑・討論の後、採決を行う。

5. 請願（陳情）の審査について

①市所管のものについては、理事者から状況説明等を求め、質疑、討論の後、採決を行う。

②市議会に意見書提出や決議等を求めるものについては、市に関係課がないものは、議題とした後、直ちに討論・採決を行う。ただし、市に関係課のあるものは、関係課から状況説明等を求め、質疑を行う。

③請願（陳情）書添付の資料や理事者側から提出される関連資料がある場合は、一般質問最終日（第1回定例会は質疑最終日）、または、委員会開会5日前のいずれか早い日までにまとめて配付する。

6. 資料要求について

委員から資料提出要求があった場合は、委員長が委員会に諮ってこれを決定する。

7. 理事者の出席について

審査または調査する事件に関係する者とする。

8. パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みについて

委員、理事者とも、委員会の運営に支障を来さない範囲で持ち込むことができる。

9. その他

運営上必要な事項は、委員会において協議する。